

特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律等の一部を改正する法律案(原子炉等規制法の改正部分)の概要

1. 改正の背景

- 高レベル放射性廃棄物やTRU廃棄物が発生、蓄積
 - ・海外からの高レベル放射性廃棄物等の返還、再処理工場の試運転開始等高レベル放射性廃棄物等が発生、蓄積
 - ・現行の廃棄物埋設事業規制は原子力発電所から発生する低レベル放射性廃棄物のみが対象
 - ・高レベル放射性廃棄物等については、特廃法(注)において、安全規制は別に法律で定めるとされていたところ
- 高レベル放射性廃棄物の処分主体が設立
 - ・平成12年、高レベル放射性廃棄物の処分主体NUMO(原子力発電環境整備機構)が設立、活動を開始
- 高レベル放射性廃棄物等の安全規制整備に必要な技術的知見等が蓄積

2. 改正の概要

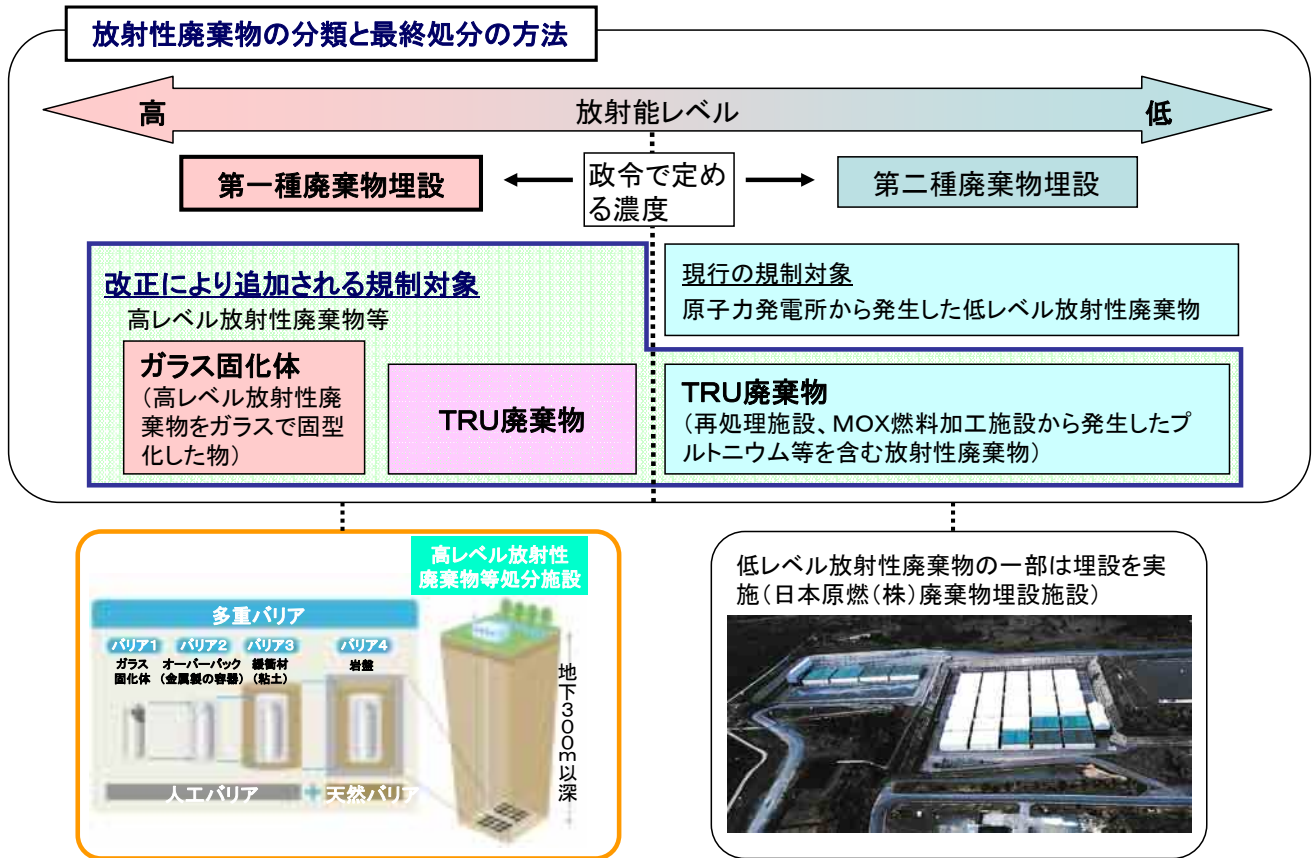
- 高レベル放射性廃棄物等の埋設事業に係る安全規制を整備
 - 次の規制を導入
 - ・事業の許可制
 - ・埋設施設の設計及び工事の方法認可、使用前検査
 - ・保安措置義務
 - ・閉鎖措置(坑道の埋戻し)計画の認可、確認等
- 一定のプルトニウム等を取扱う廃棄物埋設事業者に対し核物質防護措置を義務づけ

3. 改正の効果

- 高レベル放射性廃棄物等の埋設事業に係る安全規制を整備することにより、以下の効果が前広に期待される。
 - ・高レベル放射性廃棄物等の埋設事業を安全かつ確実に実施。
 - ・NUMOが行う今後の最終処分施設に係る調査活動を確実に実施させる。
 - ・高レベル放射性廃棄物等の最終処分の安全確保に関する国民理解の向上に資する。

注 特廃法: 特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律

(参考1)



(参考2)

